

過疎地域内等における固定資産税の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定に基づき、過疎地域内、半島地域内及び離島地域内における固定資産税の課税免除または不均一課税について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 過疎地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項の規定により公示された区域をいう。
- (2) 半島地域 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域をいう。
- (3) 離島地域 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域をいう。

(課税免除)

第3条 過疎地域のうち、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項に規定する市町村計画（以下「市町村計画」という。）に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域（以下「産業振興促進区域」という。）において、同法第2条第2項の規定による公示の日以後に、市町村計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号の中欄又は同法第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は同法第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受ける家屋及び償却資産であって、取得価格の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「過疎地域特別償却設備」という。）の取得等（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（第1号において「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をいう。）をした者については、当該過疎地域特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（過疎地域の公示の日以後に取得したものに限り、かつ、その土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対しては、固定資産税を課すべき最初の年度（以下「初年度」という。）から3年度間、上関町税賦課徴収条例（昭和54年条例第26号）第54条の規定にかかわらず、固定資産税を課さない。

- (1) 製造業又は旅館業（下宿営業を除く。） 500万円（資本金の額等が5,000万円を超え、1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあつては、2,000万円とする。
- (2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。） 500万円

2 離島地域内において、租税特別措置法第12条第3項の表の第3号又は同法第45条第2項の表の第3号の規定の適用を受ける家屋及び償却資産であつて、取得価格の合計額が500万円（租税特別措置法施行令第28条の9第19項に規定する資本金の額等が5,000万円超1億円以下である法人にあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円超である法人にあつては2,000万円とする。）以上のものを新設又は増設したもの並びに当該家屋の敷地である

土地（離島振興法第2条第2項の規定による主務大臣の公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に係る。）に対しては初年度から3年度間、上関町税賦課徴収条例第54条の規定にかかわらず、固定資産税を課さない。

（不均一課税）

第4条 半島地域のうち、半島振興法第9条の5第1項に規定する認定産業振興促進計画（以下「認定産業振興促進計画」という。）に記載された同法第9条の2第2項第1号に規定する計画区域内において、同法第17条に規定する設備で、これを構成する家屋及び償却資産で租税特別措置法第12条第3項の表の第2号又は同法第45条第2項の表の第2号の規定の適用を受けるものであって、取得価格の合計金額が500万円（製造の事業又は旅館の用に要する施設又は設備の取得である場合は、租税特別措置法施行令第28条の9第17項に規定する資本金額等が1,000万円超5,000万円以下である法人にあっては1,000万円とし、資本金の額等が5,000万円超である法人にあっては2,000万円とする。）以上のものを新設又は増設したものと並びに当該家屋の敷地である土地（当該産業振興促進計画の初日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対しては、固定資産税を課すべき初年度から3年度間、上関町税賦課徴収条例第54条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じた範囲内で固定資産税を減額し、課することができる。

- (1) 初年度 100分の95
- (2) 初年度の翌年度 100分の75
- (3) 初年度の翌々年度 100分の50

（課税免除又は不均一課税の申請）

第5条 前2条の規定により課税免除又は不均一課税を受けようとする者は、初年度の初日の属する年の1月1日現在における固定資産等について、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該年の1月31日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名又は名称
- (2) 事業の内容
- (3) 新設又は増設した設備の名称及び所在
- (4) 前号の設備を事業の用に供した年月日
- (5) 前3号の設備に係る固定資産の価額
- (6) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める事項

（課税免除等の期限）

第6条 第3条第1項の規定による課税免除は令和6年3月31日までに限って行うものとする。

2 第3条第2項の規定による課税免除は、令和5年3月31日までに限って行うものとする。

3 第4条の規定による不均一課税は、令和7年3月31日までに限って行うものとする。

（その他）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年12月20日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成 16 年 6 月 21 日条例第 14 号）

この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 6 月 23 日条例第 9 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

（適用区分）

2 改正後の過疎地域内等における固定資産税の特例に関する条例の規定は、平成 23 年度分の固定資産税から適用し、平成 22 年年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 9 月 21 日条例第 12 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日条例第 7 号）

（施行期日）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日条例第 21 号）

（施行期日）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 16 日条例第 17 号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 令和 3 年 3 月 31 日以前にこの条例による改正前の過疎地域内等における固定資産税の特例に関する条例（以下この項において「改正前の条例」という。）第 3 条第 1 項に規定する過疎地域特別償却設備を新設し、又は増設したものに係る固定資産税の課税免除については、改正前の条例の規定は、なお従前の例による。